

目 次

I	対象地域	
1	地域振興立法の範囲	1
2	採草放牧地の取り扱い	4
3	傾斜度	5
4	地域の実態に応じた地域指定	7
5	対象農地の指定単位	8
II	対象行為	
1	対象行為としての適正な農業生産活動等	9
2	米の生産調整との整合性	10
III	対象者	
	構造政策との整合性	11
IV	単 価	
1	生産費格差の範囲	12
2	直接支払いの額の上限	12
V	地方公共団体の役割	13
	(参考)	
	地方公共団体等からの要望	14

I 対象地域

1 地域振興立法の範囲

戦後、米国の施政下にあり、その後復帰した沖縄、奄美、小笠原の特別法の指定地域については、対象地域の範囲とすべきか。

これら地域は、本土から遠く離れ、周りを海に囲まれ、多くの群島で構成される離島の特殊性としての不利な条件を備えている。（沖縄振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法には、離島振興法の適用除外規定が設けられており、また、奄美については離島振興法は適用されていない。）

○沖縄、奄美、小笠原の特別法の概要

沖縄振興開発特別措置法 (昭46法律第131号)	奄美群島振興開発特別措置法 (昭29法律第189号)	小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭44法律第79号)
【目的】 沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発。	【目的】 奄美群島の復帰に伴い、奄美群島の特殊事情にかんがみ、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発。	【目的】 小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発。
【指定要件】 沖縄に含まれる区域 (沖縄県の区域)	【指定要件】 奄美群島に含まれる区域 (鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域)	【指定要件】 小笠原諸島に含まれる区域 (婦婦岩の南の南方諸島並びに沖の島及び南島)
【支援内容】 ・インフラ整備の国の負担・補助割合を他の法律より高く設定。 ・道路、河川及び港湾整備について国代行特例 ・振興開発計画に基づく地方債について特別配慮 ・国有財産の譲与等 ・工業等開発地区の指定及び税制 ・自由貿易地域の指定等 ・電気事業振興 ・職業安定 ・医療の確保、高齢者福祉等	【支援内容】 ・インフラ整備の国の負担・補助割合を他の法律より高く設定。 ・振興開発計画に基づく地方債について特別配慮 ・奄美群島振興開発基金の設置 ・医療、交通の確保等	【支援内容】 ・インフラ整備の国の負担・補助割合を他の法律より高く設定。 ・振興開発計画に基づく地方債について特別配慮 ・土地改良法の特例 ・農用地開発のための交換分合 ・国有財産の譲与等 ・帰島に係る配慮 ・土地利用、交通確保等

○ 高齢化率・耕作放棄率 (単位：%)

	沖 縄	奄 美	小笠原	全 国
高齢化率	30.7	34.7	39.1	28.4
耕作放棄率	4.7	4.9	11.1	3.8

資料：農業センサス（平成7年）

○ 農業就業人口の割合等 (単位：%)

	沖 縄	奄 美	小笠原	全 国
農業就業人口割合	7.3	21.1	3.9	7.6
農家世帯割合	7.8	20.1	4.0	7.8

資料：総務庁「平成7年国勢調査」、農林水産省農業センサス（平成7年）

○ 傾斜地率の比較 (単位：%)

	沖 縄	奄 美	小笠原	全 国
傾斜地農地割合	15.3	10.8	100.0	27.7

資料：農林水産省「第3次土地利用基盤整備基本調査」（平成5年3月）

注：傾斜地とは、田 傾斜度1/100以上、畑 傾斜度8度以上

(参考)

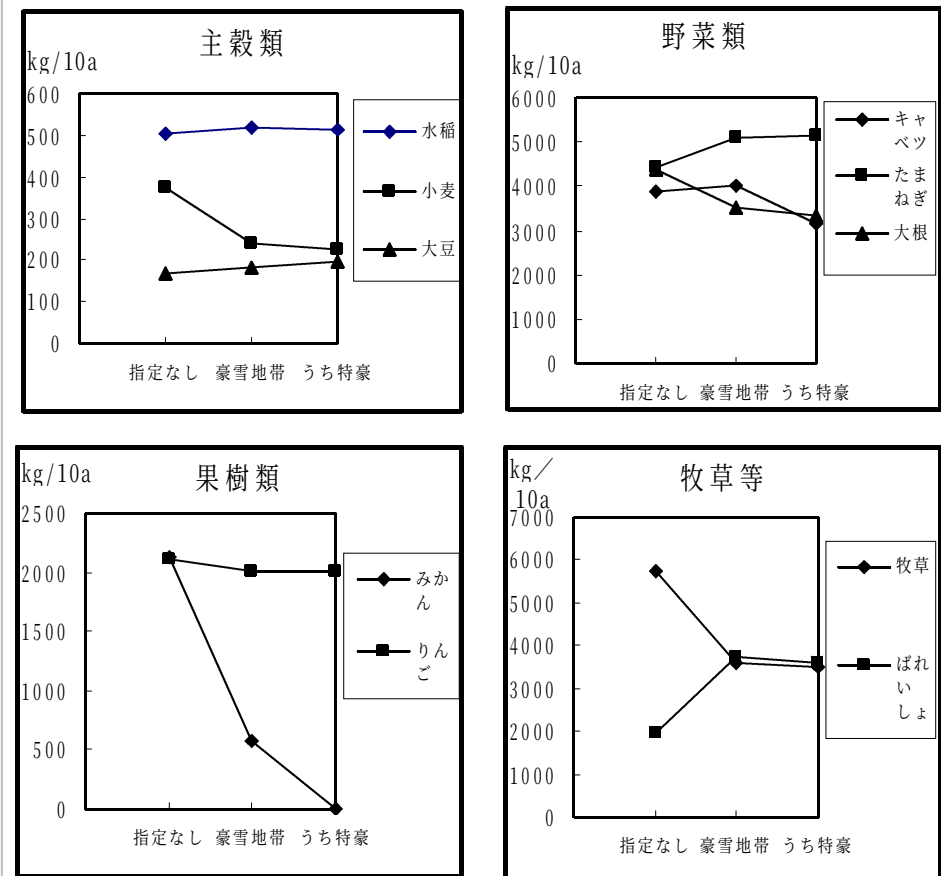
- 特定農山村法、山村振興法の指定要件、指定方法等
 - ・ 特定農山村法の指定は、山村振興法における都道府県知事の申請に基づくものとは異なり、政令に基づく具体的要件に該当する地域を自動的に対象地域とする方法が採られている（過疎法と同じ。）。
 - ・ 平成５年制定の特定農山村法の指定根拠となるデータは、その直近のデータであり、傾斜にあっては昭和５８年、その他にあっては平成２年のものである。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平５法律第７２号)	山 村 振 興 法 (昭４０法律第６４号)
【地域指定要件、(根拠データ)】 ・ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が高い（第２次土地利用基盤整備基本調査（昭和５８年） ・ 林野率75%以上（農林業センサス（(平成２年)） ・ 農林業従事者割合が10%以上（国勢調査、農林業センサス（平成２年）） ・ 農林地面積割合（作物統計調査（平成２年）） 【指定の方法】 法律（委任政令を含む。）に具体的要件を定めて、当該要件を定めて当該要件に該当する地域を自動的に対象地域とする方法 【地域指定(新・旧市町村)数】 1, 7 3 0 (新市町村数 1,239 旧市町村数 491)	【地域指定要件、(根拠データ)】 ・ 林野率75%以上（旧農林業センサス（昭和３５年）） ・ 人口密度1.16人／1町歩未満（旧農林業センサス（昭和３５年））等 【指定の方法】 都道府県知事の申請に基づき審議会の議を経て、主務大臣が指定する方法 【地域指定（旧市町村）数】 2, 1 0 4 (市町村数 1, 1 9 5)

過疎地域活性化特別措置法 (平２法律第１５号)
【地域指定要件、(根拠データ)】 ・ 直近25年間に於いて下記のいずれかに該当 a) 人口減少率25%以上 b) 人口減少率20%以上かつ高齢化比率16%以上 c) 人口減少率20%以上かつ若年者比率16%以下（国勢調査（昭和３５年、６０年）） ・ 財政力指数の平均値0.44以下（自治省調べ（昭和６１～６３年度）） 【指定の方法】 法律（委任政令を含む。）に具体的要件を定めて、当該要件に該当する地域を自動的に対象地域とする方法 【地域指定（新市町村）数】 1, 2 3 1

○ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定地域
(略)

豪雪地帯における作物反収の状況



出典：「平成7年産作物統計」を組み替え（全国計）

2 採草放牧地の取り扱い

採草放牧地については以下の意見が出された。

- 肥培管理はされないものの、大気浄化、景観等の点で優れているが、畜産農家の減少、高齢化等により荒廃が懸念されている採草放牧地も対象としてはどうか。
- 管理方法は火入れのみであり、何と比べて生産費格差があるのか。

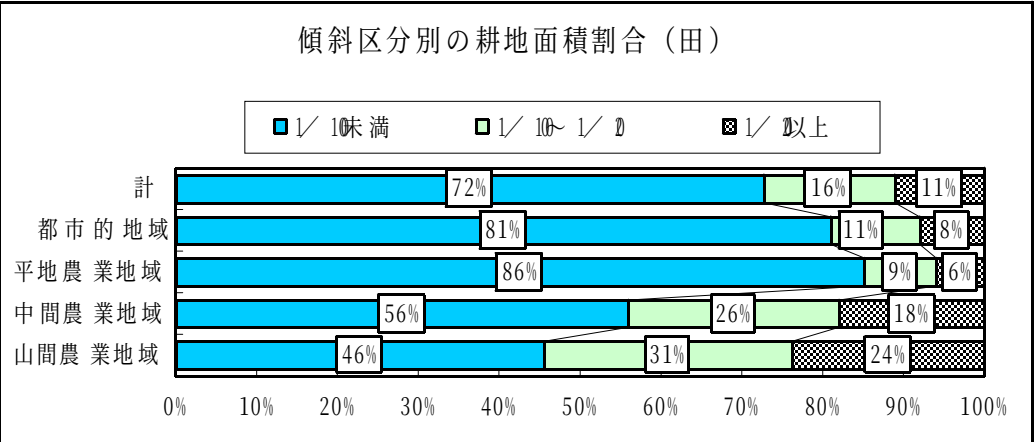
注：「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地をいう（農地法第2条第1項）。

＜採草放牧地のイメージ＞

（略）

3 傾斜度

- 傾斜度を基準とすることは妥当であるが、さらに、急傾斜地(1/20,15度以上)のみならず、緩傾斜地(1/100, 8度以上)も、平坦地との生産条件の格差が存在し、守るべき価値がある農地であれば、対象とすることが適当ではないか。
- この場合、1/100を基準とすることについては、緩やかすぎるのではないかとの意見と技術的にも理由があり単価に格差を設ければよいのではないかとの意見が出された。



資料：農林水産省第3次土地利用基盤整備基本調査（平成5年3月現在）
注：数値は農振農用地区域内における割合

<傾斜度別田面積割合（平成5年）>

<水田の傾斜度と生産条件>

区 分	1/100未満	1/100～1/20	1/20以上
経営規模 (ha／戸)	(100%) 1.36	(79.4%) 1.08	(72.1%) 0.98
労働生産性 (円／h)	(100%) 845	(63.6%) 537	(53.4%) 451
農業所得 (千円／戸)	(100%) 576	(64.4%) 371	(55.0%) 317

資料：農林水産省「農業経営動向統計（稲作単一経営農家）」
（平成8年）を組替集計
注：（ ）は傾斜度1/100未満を100%とした場合の比率
労働生産性＝農業労働1時間当たり農業純生産額（円）

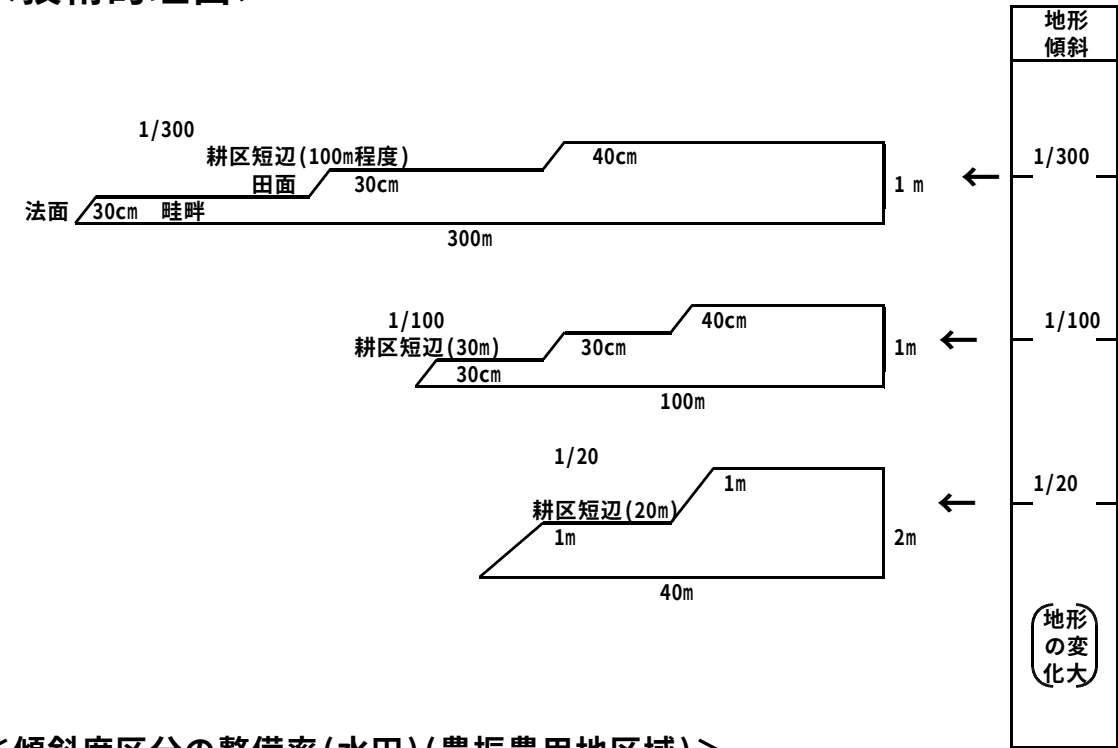
＜ほ場整備の計画基準における取扱い＞

- ・ほ場整備の計画基準においては、傾斜勾配1/20以上を「急傾斜地」、1/100～1/20を「傾斜地」、1/100未満を「平坦地」として、区分する目安としている。
- ・平坦地においては、農作業の効率化等の観点から長方形区画を基本とする大区画化を考えるとするが、傾斜地においては、画一的な長方形区画の採用は土工事やつぶれ地が多くなるとしている。

＜土地改良長期計画における考え方＞

- ・主傾斜1/100未満の水田
基本的には大区画に整備を進めるが、集約型作物の導入等、営農上の土地利用から、ほ区均平の標準区画に整備することも考える。
- ・主傾斜1/100～1/20の水田
基本的に整備コストの関係から耕区均平の標準区画に整備を進める。
- ・主傾斜1/20以上の水田
基本的には小区画に整備を進める。

＜技術的理由＞



＜傾斜度区分の整備率(水田)(農振農用地区域)＞

(単位：千ha、%)

傾斜 地域	合 計		1/100未満		1/100～1/20		1/20以上	
		割合		割合		割合		割合
都市的地域	257	53	219	56	25	47	13	34
	481		388		55		39	
平地農業地域	592	67	527	72	41	54	23	46
	882		756		76		51	
中間農業地域	340	53	227	64	79	48	34	30
	637		357		165		114	
山間農業地域	90	45	54	59	24	40	12	25
	200		91		62		43	
全国	1,279	58	1,025	64	170	48	82	33
	2,200		1,591		357		251	

資料：農林水産省「第3次土地利用基盤整備基本調査」(平成5年3月)

上段：区画が概ね30a程度以上に整備された面積

下段：水田の賦存量

4 地域の実態に応じた地域指定

地域指定については、以下の意見が出された。

- 国民の理解を得る観点から対象地域を極力限定すべきである。
- 5法地域以外でも5法地域内対象農地と同様の自然的、社会的、経済的条件の不利な地域もあり、また、5法地域内においても傾斜度等以外にも生産条件に恵まれず対象作物が限定されている等の条件不利な地域もあり、地域の実態に応じた一定の基準に該当する地域は対象とする道を残してはどうか、具体的には、国庫補助率の引き下げないしは都道府県負担率の拡大等の歯止め策を講じた上で、都道府県知事が一定の基準に基づき算定される管内農地の一定割合を指定できる仕組みを検討してはどうか。

- 5 対象農地の指定単位（一団の農地の下限面積）
指定単位については、以下の意見が出された。
- 集落協定により、一団の農地を指定する場合の下限面積については、公益的機能を発揮するためには、一定の面的なまとまりが必要である。
 - 戸数の少ない集落もあることを考慮すべきである。

＜ 農 業 地 域 別 農 家 戸 数 別 集 落 割 合 ＞

(単位戸、%)								
	総 農 業 集 落 数	5 戸 以 下	6～ 9	10～ 19	20～ 29	30～ 49	50～ 99	100以上
都 市	31,463 (100.0)	2,321 (7.4)	3,167 (10.1)	9,110 (29.0)	6,717 (21.3)	6,337 (20.1)	3,276 (10.4)	535 (1.7)
平 地	40,485 (100.0)	1,329 (3.3)	2,500 (6.2)	9,912 (24.5)	9,494 (23.5)	10,346 (25.6)	5,865 (14.5)	1,039 (2.6)
中 山 間	68,174 (100.0)	5,244 (7.7)	7,569 (11.1)	18,792 (27.6)	19,193 (28.2)	11,574 (17.0)	5,132 (7.5)	670 (1.0)
中 間	(100.0)	(6.4)	(9.7)	(31.5)	(23.4)	(18.9)	(8.9)	(1.2)
山 間	(100.0)	(10.0)	(13.6)	(36.6)	(20.5)	(13.5)	(5.1)	(0.6)

出典 農 林 業 セ ン サ ス (1990) 農 業 集 落 を 組 替 集 計 (旧 市 町 村 単 位)

＜ 耕 地 面 積 規 模 別 農 業 集 落 数 の 割 合 ＞

(単位%)									
	総 集 落 数	10ha 未 満	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100～ 300ha	300ha 以 上	耕 地 が ない 集 落 数
都 市	100.0	38.3	22.9	13.6	12.7	8.7	2.5	0.2	1.1
平 地	100.0	9.9	16.6	16.0	23.0	22.5	10.2	1.6	0.3
中 山 間	100.0	31.9	26.0	14.9	13.3	8.9	3.8	0.8	0.5
中 間	100.0 (43,531)	25.7	25.4	16.4	16.0	10.9	4.3	0.6	0.7
山 間	100.0 (24,643)	42.9	27.0	12.2	8.4	5.3	3.1	1.0	0.2

注) 1. () 内 数 字 は 実 数

出典 農 林 業 セ ン サ ス (1990) 農 業 集 落 調 査 を 組 替 集 計 (旧 市 町 村 単 位)

II 対象行為

1 対象行為としての適正な農業生産活動等

農業生産活動等について、以下の意見が出された。

- 農業生産活動等に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組など、公益的機能の増進につながるものとして例示される行為（これに準ずる行為も含む。）から集落が集落の実態に合った活動を協定上に規定してはどうか。
- 本対策に農法の転換まで必要とするような環境保全行為は要求すべきではない。

＜集落協定において具体的に取る行為（例）＞

分 類		具体的に取る行為（例）
農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農地の賃借権設定、法面保護・改修、林地化等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
公益的機能増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム、景観作物の作付け
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ヒートマップの確保)、鳥類の餌場の確保、環境の保全に資する活動

（注）鳥類の餌場の確保：冬季の湛水化、耕作放棄地での水張り等
環境の保全に資する活動：堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等

＜EUにおける共通農業政策改革の方向＞

本年3月EU農相理事会において合意された共通農業政策の改革の中で、直接支払いについては、各国が農家が採用すべき環境要件、これが遵守されない場合の措置（直接支払いの削減を含む。）について定めることとされている。

2 米の生産調整との整合性

米の生産調整との関係からは、以下の意見が出された。

- 本直接支払いの対象から水田を除外する等の措置を講ずるべきである。
- 逆に、ハンディキャップを有する中山間地域では、過大な要求は行うべきでなく、転作等を緩和すべきである。
- 生産調整は直接支払いとは別個の政策目的を有していることから、あくまで無関係に両者の施策を講ずるべきである。
- 全体としての農政の整合性・効率性を保つ観点から、WTOの規定も踏まえつつ、双方の助成につき、何らかの調整措置を講ずるべきである。

III 対象者

構造政策との整合性

(1) 零細農家の取扱い

零細農家については、以下の意見が出された。

- 構造政策を促進する観点から、対象者を一定規模以上の農業者、認定農業者等に限定すべきである。
- 公益的機能の発揮という観点からは、対象者を限定すべきではなく、また、集落は排除の論理ではなく、零細農家を排除すると集落協定が機能しなくなるので、零細農家も対象とすべきである。

(2) 規模拡大の上乗せ助成

以下の意見が出された。

- 零細農家を対象とする場合であっても、担い手の育成・定着を通じた農業生産の確保を図るという長期的観点からは、担い手が規模拡大する場合には、上乗せ助成を検討すべきである。
- 構造政策という耕作放棄防止とは異なる観点を盛り込むべきではない。

<中山間地域における担い手の比較>

	認定農業者数 (1市町村当たり平均)	3ha以上の 経営割合	生産組織 参加割合	第3セク ター数
	特定農山村地域 (特定農山村地域以外)	中山間平均 (平地平均)	中山間平均 (平地平均)	5法指定地域
北海道	23人 (86)	67.3%(81.3)	22.3%(29.1)	1
東北	25 (87)	7.6 (14.0)	8.0 (13.9)	12
関東東山	14 (38)	2.4 (5.2)	4.6 (4.2)	5
北 陸	10 (58)	2.4 (9.0)	10.4 (14.8)	18
東 海	9 (28)	1.0 (2.0)	9.4 (7.5)	2
近 畿	10 (16)	1.1 (1.9)	11.7 (14.9)	7
中 国	7 (34)	1.1 (2.1)	7.7 (9.7)	52
四 国	13 (24)	1.1 (0.9)	4.0 (3.2)	
九 州	29 (54)	3.5 (6.0)	4.5 (9.9)	19

資料：(1) 農林水産省調べ
(2) 農林水産省「農業センサス（H7）」

IV 単価

1 生産費格差の範囲

格差の範囲については、以下の意見が出された。

- 構造政策の観点から生産費格差の全てを単価とすることは適当でない。
- 平地地域の農業へ悪影響が出ないように留意すべきである。
- 農業構造が脆弱化している中山間地域等の現状を考慮すれば生産費格差の全てとすべきである。

2 直接支払いの額の上限

上限設定については、以下の意見が出された。

- 高額所得者を除外することについては、その所得水準をどのようにするか等問題があることから、むしろ直接支払いの上限を設定すべきである。
- 少数の担い手が多くの農地を受託等する場合もあり、上限を設定すべきでない。

なお、この考え方に立つ場合でも、「生産要素に関連する支払は、当該要素が一定の水準を超える場合には、逡減的に行う。」とのWTO農業協定の要件について配慮が必要である。

<WTO農業協定の直接支払いに関する規定>

(付属書2-13)

- (e) 生産要素に関連する支払は、当該要素が一定の水準を超える場合には、逡減的に行う。

V 地方公共団体の役割

補助率等について、以下の意見が出された。

- 直接支払いの目的とする公益的機能は、都市住民にも山村の住民にも及ぶ利益であるから、全額国が負担してはどうか。
- 国からの一定の助成に対し、都道府県なり市町村の裁量により嵩上げの助成を行うことなどで対応できるようにしてはどうか。
- 国と地方公共団体の共同の政策であり、地元の意欲と責任を引き出していくような事業とするためには、地方公共団体も負担することが適当であるが、財政事情の苦しい地方公共団体には地方財政措置を講じてはどうか。

(参考)
EUとは

EUは、国際連合を始めとする伝統的国際機関が加盟国の国家主権に抵触しない範囲で相互に協力・調整を行うものであるのに対し、加盟国の国家主権の一部を超国家機構に委譲し加盟国の政治的、経済的統合を進めていくことを目標としていることから、機関の権限も伝統的国際機関とは比較にならない程強化されている。通商政策を始め共同体が排他的権限を有する分野は数多く、こうした分野ではEUはあたかも一国の如く、第3国と或いは交渉を行い、或いは協定を締結しているのが現状であり、また単一市場の発足後は、EU全体としての領域的性格を更に一步強め、国家領域に相当するものに接近しつつある。

こうしたことから、欧州委員会は通常の間同様、我が国を含む第3国へ大使を派遣し、また接受しているが、これはEUの国家的要素を端的に表している点で注目に値する。但し、こうした側面は現在のところ経済分野（共同体事項）にのみ見られるものであり、政治面は、加盟国の国家主権を大前提とした政府間協力に拠っている。

（出典：「EUの概要」（平成8年6月）、欧州連合日本政府代表部、外務省経済局国際経済第一課）

< EUにおけるEUの補助率及び各国の負担状況 >

1 価格支持政策、これに関連する青の政策及び生産調整に係る直接支払いについては、価格政策に係るものであることから、統一市場の原則に基づき、EUが100%負担している

2 一般的な構造政策については、各国の自主性を尊重する見地から、EUの補助率は50%とされている

3 条件不利地域対策については、EUの補助率は原則として25%であり、1人当たりのGDPが少な(財政負担能力の劣る地域については、各加盟国ではなEUが補助率をかき上げている。この結果、EUからの加重平均補助率は37%となっている。

○ 条件不利地域対策に係るEU、各加盟国及び加盟国自治体の負担状況

	ドイツ		フランス	イギリス	イタリア	スペイン		ベルギー
	オーストリア	旧東独				バスクナバラ州		
E U	25%	50%	25%	25%	50%	70%	70%	25%
加盟国	45%	30%	75%	75%	35%	約 27%	-	-
州政府	30%	20%	-	-	15%	約 3%	30%	75%

※ 地域設定については、EU規則において市町村(コミュン)又はその一部とされているが、その指定は加盟国政府がEUの承認を得て指定することとされており、州政府の意見を聴く場合もあるが、市町村の関与はない。

(参考) 各加盟国における国税と地方税の状況(1996年)

	ドイツ	オーストリア	フランス	イギリス	イタリア	スペイン	ベルギー	日本(参考)
国 税	398,400	538,276	1,634.13	203,005	498,305	12,643	1,337.21	55,226
地 方 税			371.07	10,232	40,718	3,349		35,094
州 税	296,700	107,942					869.17	
市町村税	98,336	115,023					198.67	

単位 各国通貨(フランス、イタリア、スペイン、日本は10億、その他の国は100万)

資料 OECD Revenue Statistics ('98)

(参考)

地方公共団体等からの要望

○ 全国都道府県議会議長会

「平成10年度政府予算編成並びに施策に関する要望」（平成9年7月）（抄）

農林水産委員関係

4 中山間地域対策の充実強化について

- (3) 中山間地域の農林業が果たしている国民への安定的な食料供給や国土・環境保全等の多様な公益的機能について、国民の理解と認識を深めるよう世論の一層の喚起に努め、日本型所得補償施策の導入について検討を進めること。

○ 全国町村会

「全国町村長大会 宣言・決議・要望」（平成9年12月3日）（抄）

16 農業対策の充実強化

1 農業基本法の見直しと新しい食料・農業・農村に関する基本法の制定

- (7) 中山間地域等の条件不利地域に対する特例措置と中山間地域等の水田の保全管理

5 農山村地域活性化対策と生活文化環境等の整備

(2) 中山間地域活性化対策の拡充

- ウ 国土・環境保全等における中山間地域の役割の重要性にかんがみ、農林地の保全等地域の自然環境を維持している中山間地域住民に対する所得補償制度を導入すること。

32 山村等地域振興対策の整備

1 産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

- (2) 国土・環境保全等に果たす山村地域の重要性にかんがみ、山村地域の振興と地域住民の定住を促進するため、所得補償制度を導入すること。

○ 全国農業会議所

「農林水産大臣諮問に対する本答申 21世紀に向けた農業の人材確保と養成、農地の確保と有効利用の方策 ―食料の安全保障と豊かな国民生活をめざして―」（1997年9月26日）（抄）

II 農業を担う人材の確保と経営者の養成

3 農業経営の安定

(2) 経営安定対策の方向

- ③ 中山間など生産条件のめぐまれない地域において農業活動の維持・継続が困難な経営についても、農業の有する多面的機能に着目した経営・所得確保対策を検討する必要がある。

IV 「国民共有の空間」としての農村の再構築

2 中山間地域の活性化に向けた制度的支援

- ③ 中山間地域における農地・山林の維持・管理や自然環境と国土の保全、水資源の涵養などの機能は、その地域に住む人々の農林業活動によって維持されている。そうした農林業活動に対する制度的支援について、引き続き検討を深めるべきである。

例えば、棚田については生産コスト面から非効率であるが、景観の維持や防災などの観点からその保全活動に対する支援が必要となっている。

○ **全国農業協同組合中央会農業対策推進中央本部**
「新たな基本法」に関する検討状況と今後の対応について（平成9年12月3日）（抄）

3. J Aグループにおける今後の対応

(2) 主な要請内容等

⑨ 中山間地域等条件不利地域における日本型デカップリングの確立

中山間地域等の条件不利地域の持つ国土・環境保全をはじめとする公益的機能を正当に評価し、農林業を通じて行われる、公益に資する活動に対する支援政策、いわゆる日本型デカップリングを確立すること。

○ **全国山村振興連盟通常総会**
「要望事項」（平成10年5月28日）（抄）

（農林水産省関係）

- 1 健全な山村社会の実現とその存続をめざし、山村住民に対する所得補償制度を含む直接支払制度の実現を図ること。

○ **全国山村振興連盟**
山村振興対策特別委員会における「中山間地域に対する直接所得補償制度の導入に関する緊急要請」（平成10年8月28日）

我が国の中山間地域では、山村振興法等の恩恵を活用しつつ、多年にわたり生活環境の整備、産業振興等の諸施策を実行して、それなりの成果を挙げてまいりましたが、今なお大部分の地域が、若者を定着させ得ず、過疎からの脱却に成功しておりません。

その原因は奈辺に在るかを多年探求してきた山村の町村長は、原因中最大で根本をなすものは、中山間地域の主産業である農林業が製造業等に比して著しく生産性が劣り、為に関係者の所得が極めて低く且

つ不安定である所にあると結論し、その対策を長く国政に訴えてきました。

しかし、わが国政は今なおこの訴えに応えようとはしていないように察します。

そんな中で、中山間地域においては、すでに集落社会の崩壊、消滅が始まっており、従来の施策だけでは中山間地域社会が衰亡して森林や農地の護り手がいなくなり、中山間地域の国土が荒廃すると憂慮されます。

ついては、我が国においても欧米諸国におけるが如く農林家の所得を直接補償する制度を新しい農業基本法制定を期に導入して下さるよう、下記のとおり緊急に要望致します。

記

健全な中山間地域社会の実現と国土保全等の公益的機能の維持・増進をめざし、中山間地域に対する直接所得補償制度の創設を図ること。